

技能労務職員等の給与等の 見直しに向けた取組方針

大阪市

(平成20年3月策定)
(平成24年5月一部改訂)

目次

はじめに

現状

- 1 業務内容について
 - (1) 清掃職員(環境局)
 - (2) 学校給食調理員(教育委員会事務局)
 - (3) 学校管理作業員(教育委員会事務局)
 - (4) その他
- 2 民間事業者との給与水準の比較
 - (1) 全体
 - (2) 清掃職員
民間事業者との比較(平均給与について)
民間事業者との比較(勤続年数別平均給与について)
勤続年数別平均給与の算定方法
 - (3) 学校給食調理員
民間事業者との比較(平均給与について)
民間事業者との比較(経験年数別平均給与について)
経験年数別平均給与の算定方法
 - (4) 学校管理作業員
民間事業者との比較(平均給与について)
民間事業者との比較(経験年数別平均給与について)
経験年数別平均給与の算定方法
- 3 職員数と構成について
- 4 各所属における配置数

- 5 年齢・勤続年数・経験年数構成について
 - (1) 年齢別構成の状況
民間事業者との比較(年齢別構成)
 - (2) 勤続年数・経験年数別構成の状況
勤続年数・経験年数別構成の状況(グラフ)
民間事業者との比較
- 6 その他給与等に関する事項
 - (1) 給料表
 - (2) 特殊勤務手当
 - (3) 昇給基準等

これまでの取組

- 1 平成19年度までの取組
 - (1) 職員構成の改善
 - (2) 特殊勤務手当の適正化
 - (3) 能力実績反映型の給与構造への変更
- 2 これまでの成果
 - (1) 職員構成について
 - (2) 給与について

今後の取組方針とスケジュール

- 1 市政改革マニフェストの推進
- 2 職員構成の改善
- 3 比較水準の調査と制度見直し

その他

はじめに

本取組方針は、平成19年7月6日付けで総務省自治行政局公務員部長より各自治体に対して発せられた依頼に基づき「経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)」における「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成20年度からの実施に取り組む」という方針を受け、技能労務職員等の給与等について、市民の理解と納得が得られるよう、地域の同種民間事業者との比較を行いつつ、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、取組内容等を明示するために策定したものである。

なお、本市においては財政危機、市民からの信頼失墜、職員の士気低下の危機を克服するため独自に平成18年2月に「大阪市市政改革マニフェスト」を作成し、平成22年度の目標達成を目指して様々な改革を実行中である。市政改革マニフェストにおいては人事・給与制度についての改革事項も含まれており、この間様々な取組を行ってきており一定の効果も現れている。したがって本取組方針は市政改革マニフェストの取組内容もあわせた形での取組方針となっている。

現状

1 業務内容について

(1) 清掃職員(環境局)

収集関係

ごみ収集区分ごとに収集計画を作成

- ・収集日や収集時間帯、車両ごとの収集コースなどの策定(変更がある場合は市民周知を実施)
- ・処理施設への搬入計画の策定
- ・各戸軒下収集の実施

定曜日、定時間帯収集の実施

不法投棄の防止対策と早期処理の実施

「ふれあい作業」、「ふれあいあんしんパトロール」の実施

- ・高齢者や障害者を対象に訪問収集を実施するとともに、希望により安否確認を実施(地域ネットワーク委員会との連携)
- ・日常業務を実施する中で、ごみ収集車を活用し、作業エリア内のパトロールを実施

循環型都市の構築に向けた各種施策の市民啓発の実施

- ・地域振興会等を対象とした地域説明会の実施、周知ビラ等の作成及び配布、個別訪問指導の実施

小学校教育への参画

- ・ごみ収集車を活用した体験学習の実施、3Rの推進や環境問題をテーマにした授業への参画

作業安全対策の実施

- ・ごみ収集車両の月例点検など定期点検計画の策定と実施、車両故障に対する即応修理の実施、安全体操の実施や安全研修の実施

○その他

- ・公園等における施設管理者と協力した野宿生活者放置物の撤去
- ・道路上の死獣(犬、猫等)の収集、処理
- ・各センターでの古着リサイクル(マタニティーウェア、ベビー服、子供服など)
- ・各区役所、事業所での紙パック、蛍光灯、乾電池などの回収
- ・市民ボランティアとの協働啓発とサポート

焼却工場関係(破砕含む)

焼却工場の運転業務

- ・焼却設備、ガス冷却設備、各種公害防止設備、破砕(せん断・回転)設備などの運転監視・運転操作・定時記録・場内巡回点検と補修整備

(次ページに続く)

焼却工場関係（破砕含む）

機器・設備の点検整備業務

- ・ 機器設備の振動・騒音等の測定、排水の水質測定、ボイラー水質分析
- ・ 焼却炉などプラント設備停止時の内部点検調査、クレーンなどの法定点検
- ・ 機器・設備の故障修理と事前整備、建築設備関係全般の補修整備

技術研修・研究業務など

- ・ 運転技術、補修整備技術、公害防止技術などの研修と改善
- ・ 搬入されたごみの組成分析、焼却灰の熱しゃく減量測定
- ・ 一般持込（臨時）ごみの受付、搬入ごみの展開チェック（搬入不適物対策）
- ・ I S O 1 4 0 0 1 に関連する業務
- ・ 市民見学者への対応（案内・説明・ごみ減量の啓発）

(2) 学校給食調理員(教育委員会事務局)

学校給食の調理業務

- ・食材の検収、検品、保管、数量調整等在庫管理
- ・調理
- ・アレルギー除去食の対応
- ・障害児食の対応
- ・配缶
- ・食器、調理機器、器具の洗浄消毒

学校給食施設の点検、清掃

- ・機械器具、施設設備の点検(毎日、学期ごと)
- ・調理室の清掃(毎日、学期ごと)

献立作成会議への参画

- ・原案作成会への参画(作成された献立素案を検討し、献立原案を作成する)
- ・標準献立委員会への参画(献立原案について審議し、献立を決定する)

献立調理研究会の企画と運営

- ・学校給食に利用できる新たな食材の活用方法、調理方法、新献立の検討
- ・献立調理の検討、改善
- ・調理実習の実施
- ・PTA、児童代表を対象とした新献立等の試食会の開催

区学校給食打ち合わせ会への参画

- ・献立内容及び調理方法の確認

○献立反省会議への参画

- ・献立、調理方法についての反省、献立作成への意見反映

交流給食等での食に関する指導、啓発

- ・交流給食や試食会で、児童生徒、保護者、地域の方々に食材や調理方法、調理業務について話をし、学校給食への理解を深めてもらう

学校校務運営にかかわっての業務

- ・入学式、卒業式、運動会等、学校行事での役割分担
- ・給食週間において、児童生徒へ学校給食の食材、調理業務等についての説明をおこない、給食についての理解を深めてもらう

研修会の企画、運営

- ・調理技術、衛生管理、労働安全衛生等の研修会を実施

(3) 学校管理作業員(教育委員会事務局)

学校園内外の美化・清掃に関する業務

- ・ 学校建物内部の清掃(日常清掃と定期清掃)
- ・ 校舎屋上(屋根)平面部の清掃
- ・ 校地・校舎建物周辺及び屋外運動場の清掃
- ・ 学校園における廃棄物対策(分別リサイクルの推進)

施設・設備の維持管理及び補修等営繕業務(緊急な修理・補修と計画的補修)

- ・ 校舎等建物・屋内設備関連(校舎屋上、屋上手摺、フェンス、屋上階段、外壁、外柵、各トイレ、門扉等の点検と補修)
- ・ 屋外施設・設備関連(高架水槽・受水槽、運動場側溝、排水会所、遊具等の点検と補修)
- ・ 学校予算委員会への参画

園芸業務

- ・ 樹木等の管理全般
- ・ 花壇等草花の管理全般
- ・ 教材用菜園の管理全般

幼児・児童・生徒の安全にかかると業務(校園内外の危険要素・要因の除去及び防犯・防災の強化)

- ・ 安全(防犯)対策委員会への参画
- ・ 登校時の校門の開閉並びに施解錠
- ・ 登下校時の幼児・児童・生徒の安全確保
- ・ 来校来園者の受付確認
- ・ 校園内外の巡視
- ・ 危険箇所の確認と点検
- ・ 警察、地域との連絡調整

学校園の廃材活用による環境教育の推進

長期休業期間中の合同作業に関する業務

- ・ 合同作業の計画・立案
- ・ 関係学校園との連絡・調整

校務運営上、必要な連絡、公文書等搬送業務

学校園行事の準備及び後片付けに関する業務

災害時における物資搬送等業務

その他校園長が校務管理運営上特に必要と認める業務

(4) その他

建設局

土木部門

道路占用受託関係（工営所）

- ・埋設等占用企業体(水道、下水、ガス、電気、通信等)の受付から竣工検査にいたる工程調整管理業務、企業体への指導、監督
- ・道路一時占用行為（道路法32条）、施行承認工事（同24条）にかかる、事前調整から竣工検査にいたる工程調整管理業務、業者・申請者への指導・監督

道路請負工事監督業務（工営所）

- ・着工前の地元、関係機関との調整から出来高管理、出来高精算事務、竣工検査受けまでの監督補助業務

道路管理関係（工営所）

- ・道路利用の適正化に向けた啓発業務
- ・道路不法不正使用物件に対する指導・勧告・撤去
- ・放置自転車対策業務
自転車利用者への市民協働型の啓発・自転車整理業務のサポート
撤去対象自転車の選別と苦情対応

違反広告物対策業務（工営所）

- ・違反広告物撤去市民活動員「かたづけ・たい」との協働事業、および悪質な違法物件の除去（市民による違反広告物除去活動では撤去不可能な物件を市民に代わって処分する）

測量関係（測量明示課、道路課道路建設チーム、工営所）

- ・道路や下水道敷の官民境界の確定にかかる測量、および地権者との調整、土地の沿革調査、資料の作成・管理
- ・境界明示申請の受付から指令書の発行に至る測量、関係機関との調整、製図など一連の業務
- ・実測及び登記官、地権者との調整業務
平成14年の日本測地系から世界測地系への変更にともない、土地の求積方法が見直され（三斜求積から座標求積）たため、公簿面積の変更の必要が生じている。そのための、法務局登記官との調整、依頼（最終的には登記官が職権で地積更正する）
- ・同和対策事業費の廃止にともなう用地整理、また市有遊休地（道路用地等）の売却にかかる底地整理、売買、相続、分筆、合筆、換地関係等のための沿革調査、関係者との立会協議
- ・市道認定にかかる法的手続き

建設局

下水道維持管理

- 老朽化した管渠（主に取付管・ます）の補修業務
- 下水管渠、取付管、ます等の下水道施設の点検、調査業務
- 埋設工事・建築工事等の許認可に関連する立会・パトロール。確認業務
- 市民からの要望、下水管つまり申告等の対応業務
- 管路の維持統計資料の整理
- 水質規制に関する補助業務
- 下水管補修工事、管渠清掃業務等の監督業務

下水処理場

- 下水処理・排水施設および汚泥処理施設の運転・監視ならびに巡視点検（交代制勤務）
- 各種設備直営定期点検の年間作業計画の立案および実行
- 消耗品費、光熱水費（ガス・水道）、動力費（電力・燃料）、薬品費（消毒薬品等）および備品の執行状況管理、予算要求調書資料作成
- 設備故障時の緊急小修繕発注の協議・監督工事を除く一般修繕の監督
- 省エネルギー法に基づく管理指定工場としてのエネルギー管理の維持運営
- ISO14001に基づく環境管理の維持運営
- 施設見学（主として小学生）および一般公開の受け入れ対応（つつじ、梅、桜鑑賞など）

抽水所

- 下水排水施設の運転・監視ならびに巡視点検（交代制勤務）
- 各種設備直営定期点検の年間作業計画の立案および実行
- 消耗品の物品管理ならびに購入
- 設備故障時の緊急小修繕発注の協議・監督
- ISO14001に基づく環境管理の維持運営
- 施設見学（主として小学生）の受け入れ対応

港湾局

防災・管理担当業務

- ・ 所管道路の維持管理業務（岸壁、道路における放棄ごみ・自動車・自転車対策等）
- ・ 岸壁給水業務
- ・ 船舶離着岸時の綱取業務
- ・ 防災センターにおける巡回業務及び防災啓発（小学生、PTA等に対して）
- ・ 保安対策にかかる巡回業務（防潮扉、水門等の開閉時の関係機関調整やテロ対策）

海務担当業務

- ・ 引船、給水船、渡船、広報船の運航業務
- ・ 海上における工事施行業務
- ・ 浚渫、公害監視、水路測量業務
- ・ 交通船の運航業務
- ・ 海域における港湾構造物点検等各種調査業務（潜水）

測量担当業務

- ・ 土地境界明示等の測量業務

施設保全担当業務

- ・ 道路等、陸域における工事の直営施行業務

保全監理担当業務

- ・ 請負工事の施行管理業務

設備担当業務

- ・ 事業用船舶、浮標及び機械器具の維持管理業務
- ・ 事業用電気設備の維持管理業務

環境整備担当業務

- ・ 緑地施設の維持管理業務

その他

臨港緑地における地域密着型緑地管理（咲州緑地、舞洲緑地管理担当）

- ・ 小学校でのビオトープ作り
- ・ 「自然木工教室」やミニコミ誌の発行等による市民啓発・緑化普及事業

ゆとりとみどり振興局

公園等維持管理業務

- 公園内樹木、花卉の維持管理（樹木選定、薬剤散布、灌水等）
- 公園内花壇の維持管理（植替え、薬剤散布、灌水等）
- 公園内施設、遊具等の維持管理（点検、応急措置、小補修等）
- 公園等における清掃、除草作業
- 公園等における不正使用・不法占拠対策

緑化普及啓発業務

- 緑化講習会（寄せ植え、ハンギング・バスケット、ハイドロカルチャー、コケ玉づくりなど）、緑化相談の実施
- 緑化推進、緑化事業の普及啓発に向けた広報誌の作成
- 各種市民協働事業（ふれあい花壇、種から育てる地域の花づくり事業、みんなのわくわく公園づくりなど）における技術指導

動物飼育業務

- 動物の飼育（飼育、給餌、飼料調理等）
- 動物舎等、施設の維持管理
- 動物園の活性化に向けた普及啓発活動、イベント等の実施

植栽工事等監理業務

- 公園整備工事等の監督補完（現地調査、出来高数量確認等）
- 緊急小補修工事監督業務（現地調査、点検・指導等）
- 街路樹植栽工事等の監督補完（現地調査、出来高数量確認等）
- 街路樹維持管理における監督（現地調査、点検・指導等）

公園愛護会関係業務

- 活動報告、助成申請等について団体との連絡調整業務

健康福祉局

生活衛生

動物愛護、管理に関する業務

- ・ペットショップ等動物取り扱い業者への指導業務
- ・市民への動物愛護精神の普及啓発
- 狂犬病予防（野犬、放し飼い犬の捕獲等）
- 食中毒対策（検体採取、搬送及び指導）
- 感染症対策（消毒作業含む）

病院関係

看護補助

調理（嚥下食も提供）

福祉関係施設

- 視覚障害者用録音図書の製作、貸出
- 学校等への介護技術等の普及啓発（車椅子講習会等）

国民健康保険料

納付相談（減額・減免・督促など）

契約管財局

測量関係

市有地の売買にかかる測量、地権者との調整・交渉、相続、分・合筆等、土地の沿革調査

都市整備局

測量関係（方面事務所）

区画整理事業、市街地整備事業にかかる実測、立会、製図、資料整理

こども青少年局

保育所調理・子育て関連

保育所における給食調理及びアレルギー児童に対する代替食材の給食提供

子育て支援センターでの「手づくりおやつミニ講座」の企画から実施。

- その他、食育に関する相談

中央卸売市場

- 中央卸売市場の施設設備の維持管理
- 中央卸売市場において「市場体験ツアー」「料理教室」の実施

南港市場

- 南港市場の施設設備の運転、維持管理と畜解体業務

各区業務

地域安全対策

地域循環パトロール（特に児童・高齢者に重点を置いて）

- ・巡回中に公園遊具の点検。不法投棄物の連絡など地域の状況を各所管局に連絡。
- ・区の特性を考慮し各町会との連携した取り組み

地域防災業務

地域町会・防災リーダーと連携し「防災マップ（緊急避難路）」の作成。

- ・地域防災訓練

介護保険担当業務・住民情報担当業務の補助業務

2 民間事業者との給与水準の比較

本市では、従来、技能労務職員については一般作業員、土木作業員、業務員など19種類に職種を分類していたが、多様化する市民ニーズや事務事業の変化に柔軟に対応できる業務執行体制の構築を図れるようにするため、職種間の異動を容易に行えるよう平成18年4月1日より「技能職員」に一本化した。給料表は技能労務職員が行うすべての業務を包含したものを独自に設けている。

したがって、技能労務職員全体の給与等の水準については比較する民間事業者の選定が困難であるので、他の指定都市との比較を、総務省から明示されている職種「清掃職員」、「学校給食員(本方針内では「学校給食調理員」)」、「用務員(本方針内では「学校管理作業員」)」については総務省公表・提供資料及び厚生労働省・賃金センサスの数値をもとに比較を行った。

総務省から公表・提供されている数値は厚生労働省・賃金センサス(平成16～18年平均)を基礎として算出された数値であるが、「調理士」は府内平均値であるが、その他職種は全国平均値であること、平均勤続年数等が大阪市職員の数値と大きく異なったものであることから、独自に賃金センサスを精査し、統計値を補完するための比例計算等を活用し、平均勤続年数等や地域性を合わせた数値での比較をあわせて以下に示す。

職種区分	大阪市 (平成19年4月1日現在)				民間事業者						平均給与 の比較					
	平均 年齢	平均 勤続 年数	平均 経験 年数	平均給与 月額(A)	比較数値	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均 勤続 年数	平均 経験 年数	平均給与 月額(B)	A / B					
	歳	年	年	円	-	-	歳	年	年	円	-					
清掃職員	42.2	15.8	23.4	435,700	総務省 平成19年9月 提供数値	廃棄物処理業 従業員(全国平均)	43.3	9.0	-	299,800	1.453					
学校給食 調理員	44.8	14.5	25.4	344,600		調理士(府内平均)	43.1	6.6	-	260,500	1.323					
学校管理 作業員	43.3	17.0	26.4	372,700		用務員(全国平均)	53.9	11.3	-	227,200	1.640					
数値の取り方によって、例えば「学校 管理作業員」の民間事業者との平均 給与の比較値は1.64～1.064の 差がある。					賃金センサスにより 年齢・勤続年数を 本市と同じとした 場合の数値 (全国平均)	廃棄物処理業 従業員	42.2	15.8	-	367,800	1.185					
						調理士	44.8	-	15年 以上	323,100	1.067					
						用務員	43.3	-	15年 以上	321,000	1.161					
										について 府内平均に 補正した場合の 数値	廃棄物処理業 従業員	42.2	15.8	-	432,200	1.008
											調理士	44.8	-	15年 以上	328,600	1.049
											用務員	43.3	-	15年 以上	350,200	1.064

本市の「経験年数」は本市採用以前の職歴期間について同種の場合はその期間を、異種の場合は給与決定上の学歴の基礎となった学歴免許等資格取得後、採用までの年齢の1/2を本市勤続年数に加算している。民間の「平均経験年数」は過去において同一の職種に従事した年数をすべて通算したものである。
総務省提供数値のうち「平均勤続年数」は賃金センサスから本市が独自に算出したものである。

(1) 全体

職種	平均年齢	平均勤続年数	平均経験年数	平均給与	うち特殊勤務手当
全体	42.8	16.8	23.8	402,100	1,155

職種 (全体)	19年 4月1日現在	職種 (全体)	19年 4月1日現在	職種 (全体)	19年 4月1日現在
年齢	平均給与	勤続年数	平均給与	経験年数	平均給与
18～24歳	231,509	0年～	233,378	0～2年	254,286
25～29歳	269,912	1～2年	265,295	3～4年	253,443
30～34歳	311,664	3～4年	273,837	5～9年	264,966
35～39歳	353,442	5～9年	314,845	10～14年	305,225
40～44歳	405,883	10～14年	346,900	15～19年	343,805
45～49歳	454,490	15～19年	419,844	20～24年	394,563
50～54歳	493,686	20～24年	471,311	25～29年	443,860
55～60歳	514,768	25～29年	499,948	30年～	502,799
		30年～	531,792		

他都市比較・各都市HPによる、()内は平均年齢 () は19年4月1日現在、その他は18年4月1日現在)

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	静岡市
422,602円 (44.4歳)	449,754円 (46.8歳)	392,417円 (44.0歳)	386,499円 (46.3歳)	439,211円 (45.9歳)	434,435円 (44.9歳)	439,885円 (49.8歳)
名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
422,619円 (45.5歳)	431,876円 (45.4歳)	450,294円 (50.8歳)	466,067円 (45.4歳)	-	419,071円 (49.4歳)	397,675円 (45.4歳)

平均年齢が最も低いこともあるが、各都市内で11番目である。

(2) 清掃職員

職種	平均年齢	平均勤続年数	平均経験年数	平均給与	うち特殊勤務手当
清掃職員	42.2	15.8	23.4	435,700	77

職種 (清掃職員)	19年 4月1日現在	職種 (清掃職員)	19年 4月1日現在	職種 (清掃職員)	19年 4月1日現在
年齢	平均給与	勤続年数	平均給与	経験年数	平均給与
18～19歳		0年～		0～2年	240,728
20～24歳	258,394	1～2年	286,915	3～4年	261,627
25～29歳	297,734	3～4年	310,101	5～9年	288,352
30～34歳	344,683	5～9年	355,246	10～14年	334,516
35～39歳	390,941	10～14年	403,743	15～19年	379,145
40～44歳	440,970	15～19年	454,137	20～24年	431,538
45～49歳	490,885	20～24年	509,542	25～29年	475,716
50～54歳	532,866	25～29年	546,706	30年～	537,666
55～59歳	558,715	30年～	582,236		

他都市比較・各都市HPによる、()内は平均年齢 () は19年4月1日現在、その他は18年4月1日現在)

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	静岡市
382,703円 (42.4歳)	-	409,053円 (42.3歳)	456,460円 (49.2歳)	492,133円 (46.1歳)	448,750円 (43.9歳)	436,272円 (46.2歳)
名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
487,806円 (44.2歳)	407,157円 (38.7歳)	465,522円 (50.9歳)	520,523円 (44.1歳)	-	413,624円 (44.4歳)	407,166円 (42.5歳)

各都市内で8番
目である。

民間事業者との比較(平均給与について)

民間事業者 (廃棄物処理業従業員)	決まって支給する現金給与額 (全国平均→府内平均 = $\times \beta$)	432,200
大阪市(清掃職員)	平均給与月額	435,700
市/民間		1.008

平均年齢・勤続年数を市と同一として
民間給与額を算定したうえで比較

民間事業者の決まって支給する現金給与額の算定方法(府内平均額)

民間事業者	廃棄物処理業 (全国水準) 16年~18年 平均	全体平均			勤続年数10~14年		勤続年数15~19年	
		きまって 支給する 現金給与 額(A)	所定内 給与額 (B)	(A)/(B) =()	所定内 給与額 (a)	きまって 支給する 現金給与 額 (a) \times ()	所定内 給与額 (a)	きまって 支給する 現金給与 額 (a) \times ()
		千円	千円		千円	千円	千円	千円
	全体平均	299.8	282.4	1.062	303.9	322.6	333.9	354.5
	35~39歳	308.4	289.5	1.065	316.7	337.4	331.2	352.8
	40~44歳	318.6	300.2	1.061	330.3	350.5	356.8	378.7

上記の表により民間について大阪市の平均年齢、平均勤続年数と同一の場合の給与額を比例計算等で求めると

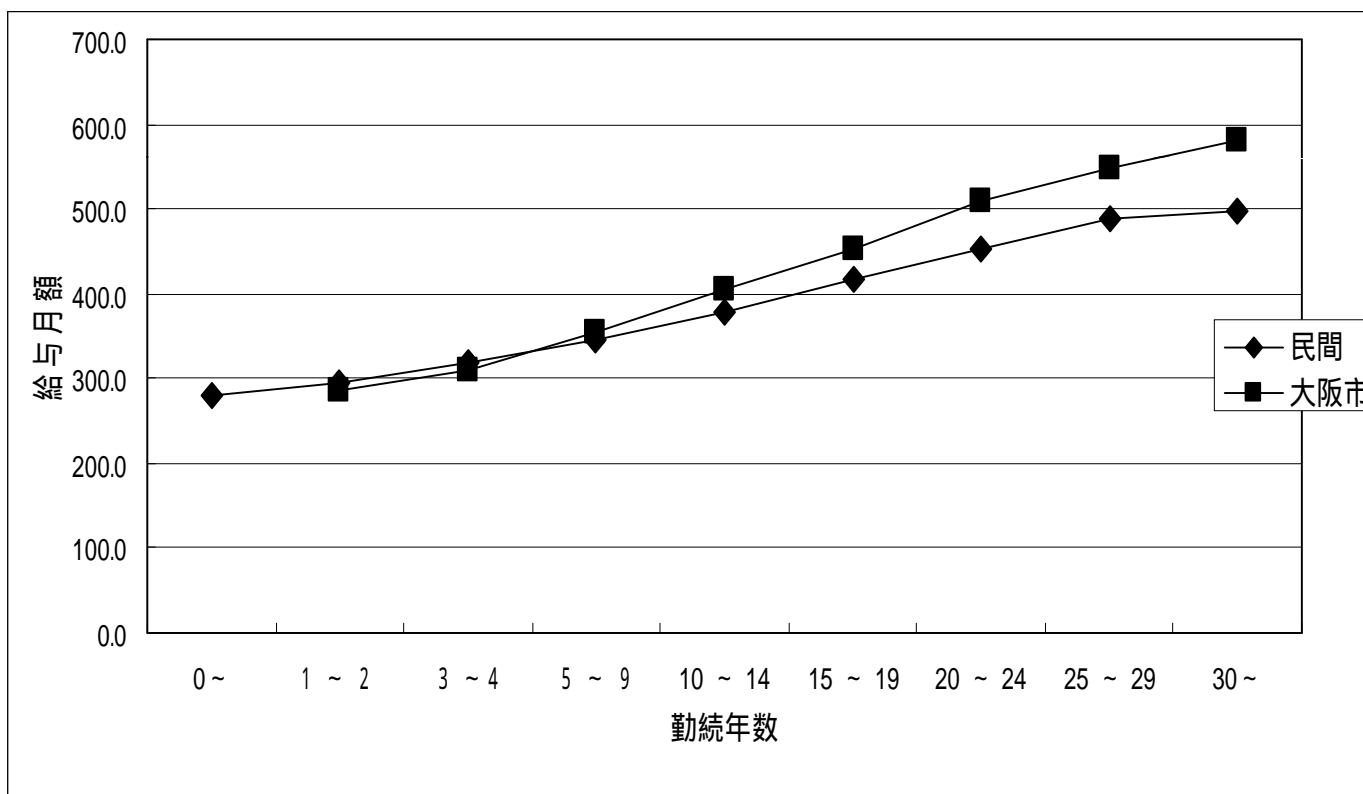
民間事業者	職 種	平均年齢	平均勤続年数	平均給与
	廃棄物処理業(全国水準)16~18年平均	42.2	15.8	367,800

全国平均から府内平均への補正率

	総務省7月公表資料	総務省9月提供資料	=
平均給与月額 (千円)	府内平均(C)	全国平均(D)	(C)/(D)
	352.4	299.8	1.175

民間事業者との比較(勤続年数別平均給与について)

市と民間の比較		勤続年数								
		0～	1～2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
民間事業者 (廃棄物処理従業員)	決まって支給する現金給与額 (全国平均 府内平均 = ×)	279.8	296.1	317.8	345.7	379.2	416.7	452.6	489.3	496.3
大阪市 (清掃職員)	平均給与月額		286.9	310.1	355.2	403.7	454.1	509.5	546.7	582.2
市 / 民間			0.969	0.976	1.028	1.065	1.090	1.126	1.117	1.173



勤続年数10年までは民間事業者と均衡しているが、以降は較差が広がる。

勤続年数と給与上昇の妥当性を今後検証する必要がある。

勤続年数別平均給与の算定方法

職種	決めて支給する現金給与額 (A)		所定内給与額 (B)	$\alpha = (A) / (B)$	所定内給与額							
					勤続年数(年)							
廃棄物処理業従業員	人 千円	千円		0 ~	1 ~ 2	3 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
全国平均	299.8	282.4	1.062	224.2	237.3	254.7	277.0	303.9	333.9	362.7	392.1	397.7
	決めて支給する現金給与額に補正 (所定内給与額 ×) =			238.0	251.9	270.4	294.1	322.6	354.5	385.0	416.3	422.2

全国平均から府内平均への補正

	総務省7月公表資料	総務省9月提供資料	$= (C) / (D)$
平均給与月額 (千円)	府内平均 (C)	全国平均(D)	
	352.4	299.8	1.175

(3) 学校給食調理員

職種	平均年齢	平均勤続年数	平均経験年数	平均給与	うち特殊勤務手当
学校給食調理員	44.8	14.5	25.4	344,600	0

職種 (学校給食調理員)	19年 4月1日現在	職種 (学校給食調理員)	19年 4月1日現在	職種 (学校給食調理員)	19年 4月1日現在
年齢	平均給与	勤続年数	平均給与	経験年数	平均給与
18～24歳	191,910	0年～		0年～	
25～29歳	226,848	1～2年	230,580	1～2年	
30～34歳	242,687	3～4年	239,006	3～4年	
35～39歳	288,114	5～9年	279,393	5～9年	207,001
40～44歳	327,339	10～14年	325,023	10～14年	240,922
45～49歳	371,466	15～19年	379,324	15～19年	278,759
50～54歳	404,445	20～24年	419,931	20～24年	319,975
55～59歳	439,271	25～29年	438,830	25～29年	364,626
		30年～	471,533	30年～	426,712

他都市比較・各都市HPによる、()内は平均年齢 ()は19年4月1日現在、その他は18年4月1日現在)

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	静岡市
375,889円 (49.5歳)	384,078円 (40.3歳)	348,257円 (43.0歳)	360,812円 (48.8歳)	358,531円 (43.0歳)	365,860円 (45.1歳)	422,149円 (51.6歳)
名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
333,872円 (42.7歳)	357,586円 (45.7歳)	448,014円 (54.7歳)	400,998円 (47.4歳)	-	408,767円 (54.0歳)	367,681円 (47.3歳)

各都市内で13番
目である。

民間事業者との比較(平均給与について)

民間事業者 (調理士)	決まって支給する現金給与額 (全国平均→府内平均 = $\times \beta$)	328,600
大阪市(学校給食調理員)	平均給与月額	344,600
市/民間		1.049

平均年齢・経験年数を市と同一として
民間給与額を算定したうえで比較

民間事業者の決まって支給する現金給与額の算定方法(府内平均額)

民間事業者	調理士 (全国水準) 16年~18年 平均	全体平均			経験年数15年以上	
		きまって 支給する 現金給与 額(A)	所定内 給与額 (B)	(A) / (B) = ()	所定内 給与額 (a)	きまって 支給する 現金給与 額 (a) × ()
		千円	千円		千円	千円
	全体平均	256.2	239.1	1.072	289.9	310.6
	40~44歳	290.6	274.4	1.059	309.8	328.1
	45~49歳	275.8	258.6	1.067	297.4	317.2

上記の表により民間について大阪市の平均年齢、平均経験年数と同一の場合の給与額を比例計算等で求めると

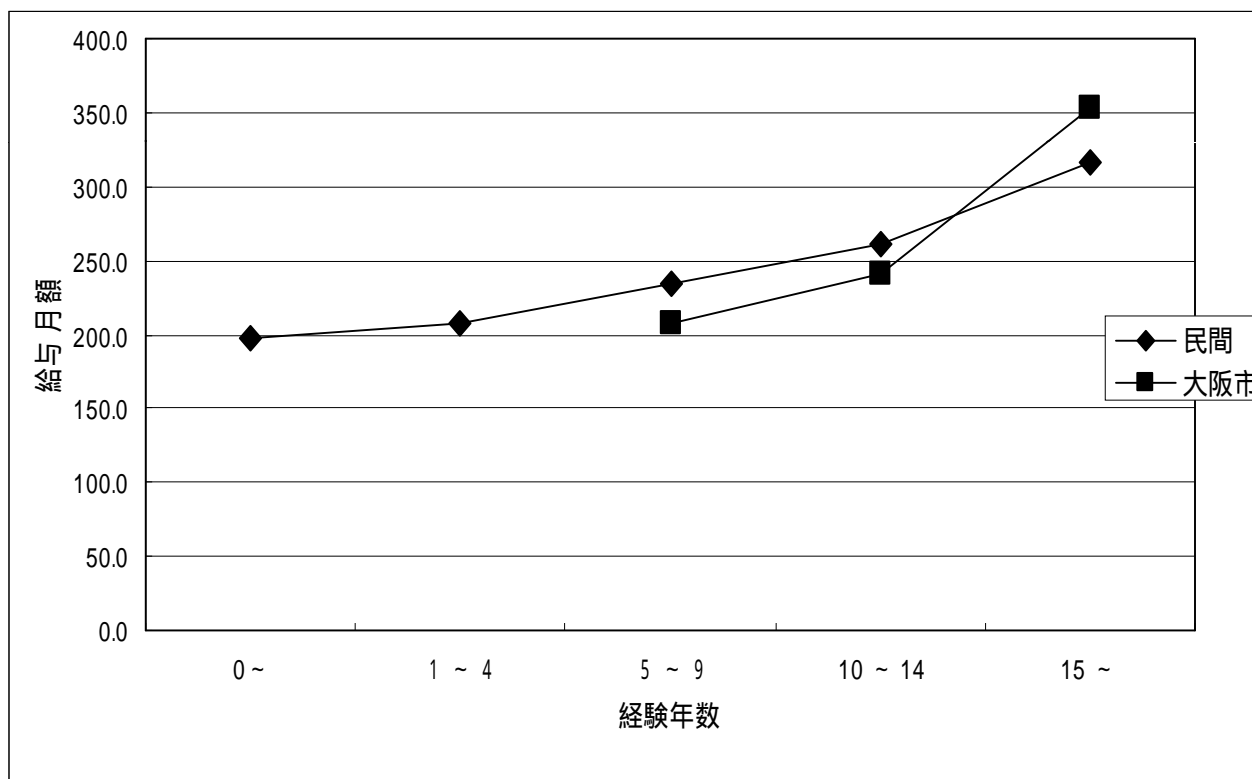
民間事業者	職 種	平均年齢	平均勤続年数	平均給与
	調理士(全国水準)16~18年平均	44.8	15年以上	323,100

全国平均から府内平均への補正率

	総務省9月提供資料	賃金センサス16~18平均	=
平均給与月額 (千円)	府内平均(C)	全国平均(D)	(C) / (D)
	260.5	256.2	1.017

民間事業者との比較(経験年数別平均給与について)

市と民間の比較		経験年数				
		0 ~	1 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~
		千円	千円	千円	千円	千円
民間 (調理士)	決まって支給する現金給与額 (全国平均 府内平均 = ×)	196.9	206.8	233.6	261.9	315.8
大阪市 (学校給食調理員)	平均給与月額			207.0	240.9	353.7
市 / 民間				0.886	0.920	1.120



経験年数14年までは民間事業者を下回っているが、15年を超えると較差が広がる。

経験年数と給与上昇の妥当性を今後検証する必要がある。

経験年数別平均給与の算定方法

調理士	決まって支給する現金給与額 (A)	所定内給与額 (B)	$\alpha = (A) / (B)$	所定内給与額				
				経験年数(年)				
				0 ~	1 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~
全国平均	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
	256.2	239.1	1.072	180.7	189.8	214.4	240.4	289.9
決まって支給する現金給与額に補正 (所定内給与額 ×) =				193.6	203.4	229.7	257.6	310.6

全国平均から府内平均への補正

	総務省 9月提供資料	賃金センサス 16~18年平均	= (C) / (D)
平均給与月額 (千円)	府内平均(C)	全国平均(D)	
	260.5	256.2	1.017

(4) 学校管理作業員

職種	平均年齢	平均勤続年数	平均経験年数	平均給与	うち特殊勤務手当
学校管理作業員	43.3	17.0	26.4	372,700	0

職種 (学校管理作業員)	19年 4月1日現在
年齢	平均給与
20～24歳	212,739
25～29歳	241,077
30～34歳	279,594
35～39歳	322,477
40～44歳	370,196
45～49歳	415,651
50～54歳	453,381
55～59歳	488,739

職種 (学校管理作業員)	19年 4月1日現在
勤続年数	平均給与
0年～	
1～2年	237,374
3～4年	252,507
5～9年	291,272
10～14年	329,963
15～19年	383,104
20～24年	437,639
25～29年	465,123
30年～	498,222

職種 (学校管理作業員)	19年 4月1日現在
経験年数	平均給与
0年～	
1～2年	
3～9年	223,471
10～14年	252,901
15～19年	296,131
20～24年	337,341
25～29年	389,748
30年～	463,863

他都市比較・各都市HPによる、()内は平均年齢 (は19年4月1日現在、その他は18年4月1日現在)

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	静岡市
390,750円 (47.5歳)	-	408,529円 (46.8歳)	361,396円 (42.9歳)	408,701円 (47.3歳)	390,752円 (44.5歳)	448,631円 (50.8歳)
名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
407,545円 (48.8歳)	402,552円 (50.3歳)	448,482円 (52.1歳)	451,172円 (48.0歳)	-	410,065円 (51.0歳)	367,681円 (47.3歳)

各都市内で11番
目である。

民間事業者との比較(平均給与について)

民間事業者 (用務員)	決まって支給する現金給与額 (全国平均→府内平均 = $\times \beta$)	350,200
大阪市(学校管理作業員)	平均給与月額	372,700
市 / 民間		1.064

平均年齢・経験年数を市と同一として
民間給与額を算定したうえで比較

民間事業者の決まって支給する現金給与額の算定方法(府内平均額)

民間事業者	用務員 (全国水準) 16年～18年 平均	全体平均			経験年数15年以上	
		きまって 支給する 現金給与 額(A)	所定内 給与額 (B)	(A) / (B) = ()	所定内 給与額 (a)	きまって 支給する 現金給与 額 (a) × ()
		千円	千円		千円	千円
	全体平均	227.2	215.9	1.052	269.2	283.3
	40～44歳	244.2	226.8	1.077	304.2	327.5
	45～49歳	229.4	219.7	1.044	274.6	286.7

上記の表により民間について大阪市の平均年齢、平均経験年数と同一の場合の給与額を比例計算等で求めると

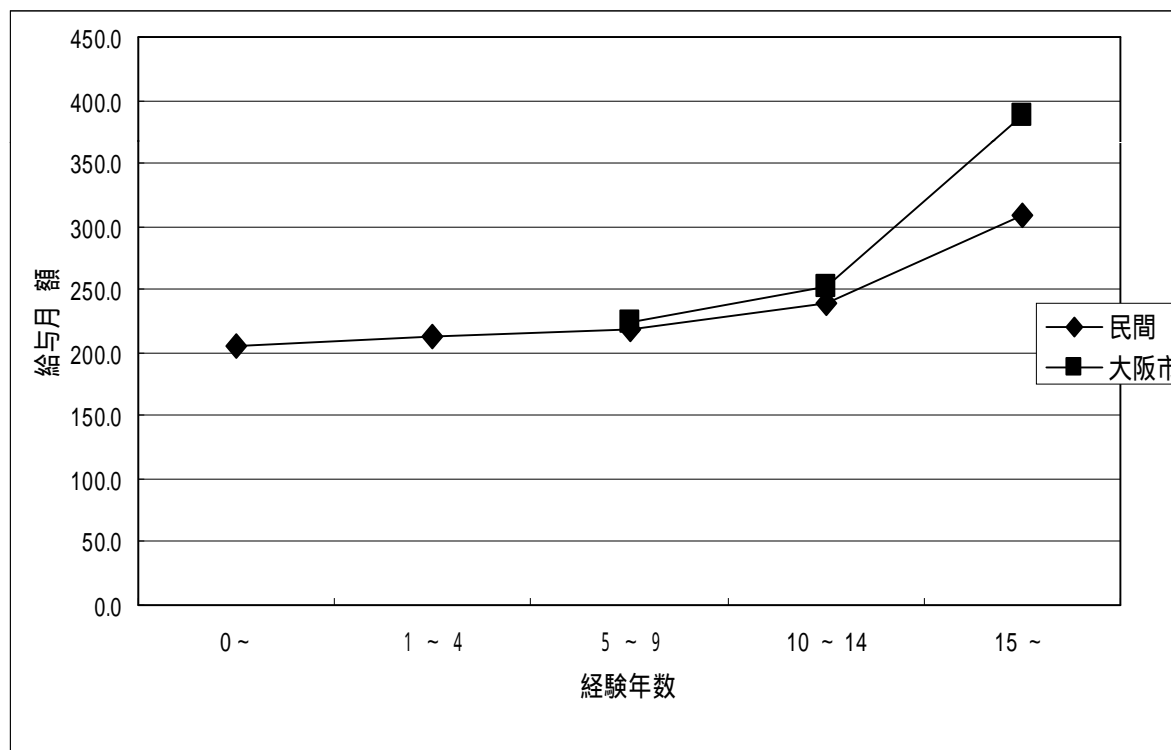
民間事業者	職 種	平均年齢	平均勤続年数	平均給与
	用務員(全国水準)16～18年平均	43.3	15年以上	321,000

全国平均から府内平均への補正率

	総務省7月公表資料	総務省9月提供資料	=
平均給与月額 (千円)	府内平均(C)	全国平均(D)	(C) / (D)
	247.8	227.2	1.091

民間事業者との比較(経験年数別平均給与について)

市と民間の比較		経験年数				
		0 ~	1 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~
		千円	千円	千円	千円	千円
民間 (用務員)	決まって支給する現金給与額 (全国平均 府内平均 = ×)	204.4	213.4	218.2	239.0	309.0
大阪市 (学校管理作業員)	平均給与月額			223.5	252.9	387.5
市 / 民間				1.024	1.058	1.254



経験年数14年までは民間事業者と概ね均衡しているが、15年を超えると較差が広がる。

経験年数と給与上昇の妥当性を今後検証する必要がある。

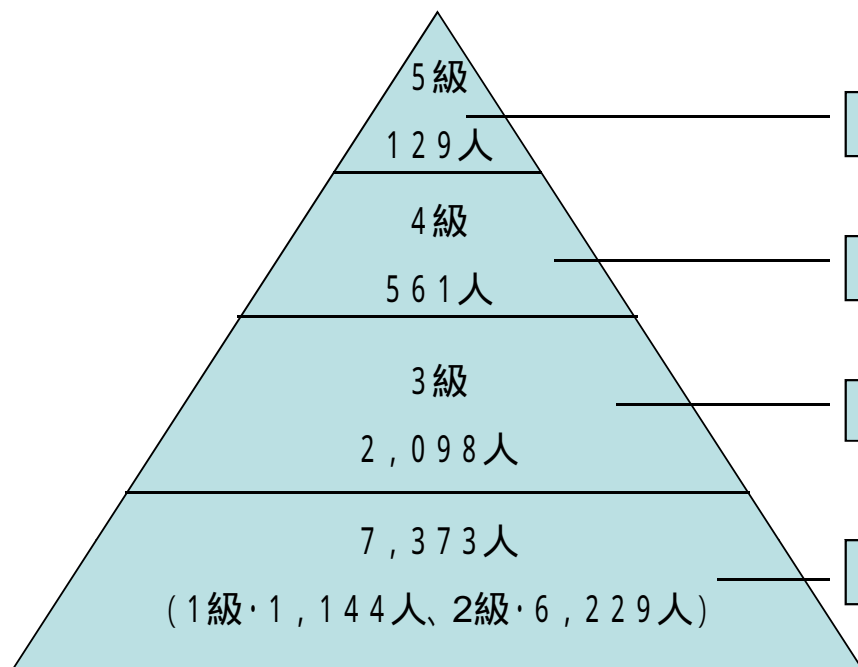
経験年数別平均給与の算定方法

用務員	決めて支給する現金給与額 (A)	所定内給与額 (B)	$\alpha = (A) / (B)$	所定内給与額				
				経験年数(年)				
				0 ~	1 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~
全国平均	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
	227.2	215.9	1.052	178.1	185.9	190.1	208.2	269.2
決めて支給する現金給与額に補正 (所定内給与額 ×) =				187.4	195.6	200.0	219.1	283.3

全国平均から府内平均への補正

	総務省 7月公表資料	総務省 9月提供資料	= (C) / (D)
平均給与月額 (千円)	府内平均(C) 247.8	全国平均(D) 227.2	1.091

3 職員数と構成について



給料表による級別職務

級	標準的な職務の内容
5級	1 総括的な業務又は広範囲にわたる困難な業務を担当する「技能統括主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務
4級	1 部門ごとの作業の執行を管理する業務又は技能統括主任の業務を補佐する業務を担当する「部門監理主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務
3級	1 現場における作業を監督する業務を担当する「業務主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務
2級	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的な業務を行う職務

合計: 10,161人
(19.4.1現在)

他都市比較 「総務省・地方公共団体の技能労務職員等の平均給与月額等について」(19.7.3公表資料)による。

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	静岡市
2,430	1,030	1,290	770	4,090	2,390	740
名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
3,990	2,430	590	3,490	1,040	990	1,000

(18.4.1現在数値・10人未満切捨て)

単位:人

4 各所属における配置数

所属名	人
経営企画室	1
市民局	5
計画調整局	5
消防局	6
工業研究所	7
経済局	8
契約管財局	20
総務局	12
総務局(法人派遣)	47
中央卸売市場	67
南港市場	105
都市整備局	105
健康福祉局	365
こども青少年局	373
港湾局	447
ゆとりとみどり振興局	505
建設局	723
建設局(旧・下水)	1,363
教育委員会事務局	2,252
環境局	3,133
局・合計	9,549

環境局		総計	標準職務別				
			1級	2級	3級	4級	5級
清掃職員	職員数	3,045	243	2,054	521	196	31
	構成比	-	7.98%	67.45%	17.11%	6.44%	1.02%
	平均年齢	42.2歳	31.2歳	40.3歳	49.7歳	53.1歳	56.8歳

教育委員会事務局		総計	標準職務別				
			1級	2級	3級	4級	5級
学校給食調理員	職員数	976	123	732	121	0	0
	構成比	-	12.60%	75.00%	12.40%	0.00%	0.00%
	平均年齢	44.8歳	32.8歳	45.1歳	56.1歳	-	-
学校管理作業員	職員数	1,230	151	766	300	7	6
	構成比	-	12.28%	62.28%	24.39%	0.57%	0.49%
	平均年齢	43.3歳	32.0歳	40.8歳	54.4歳	55.5歳	58.5歳

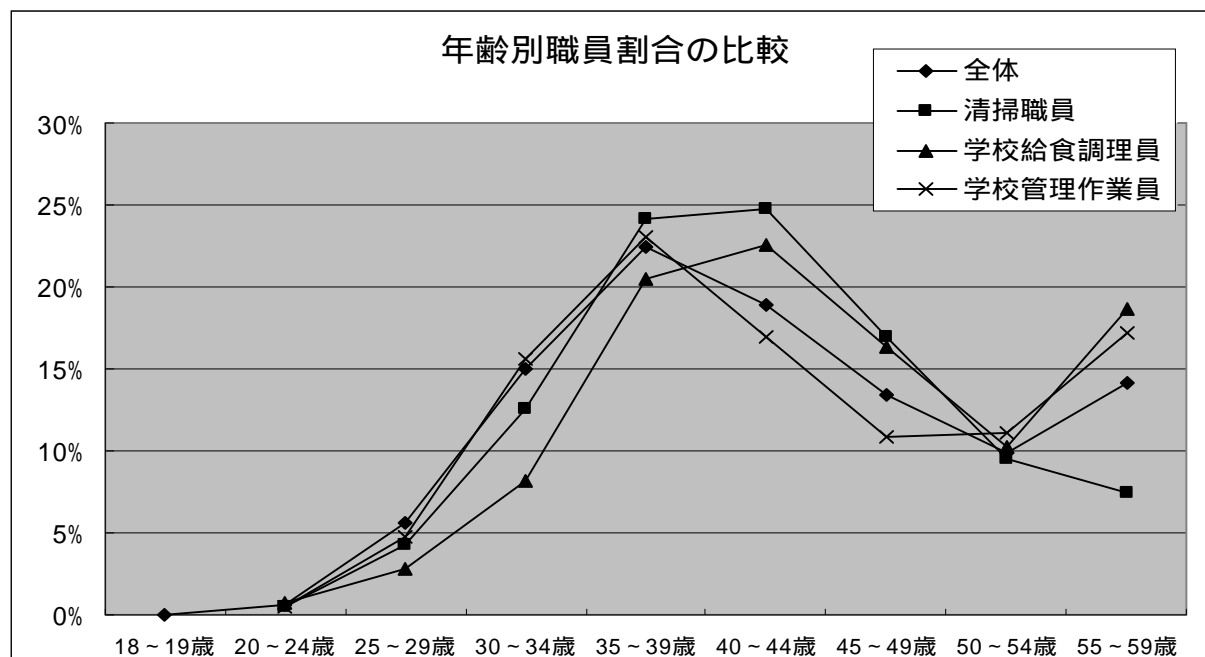
区役所・合計	612
1区あたり平均	26

総計	10,161
----	--------

5 年齢・勤続年数・経験年数構成について

(1) 年齢別構成の状況

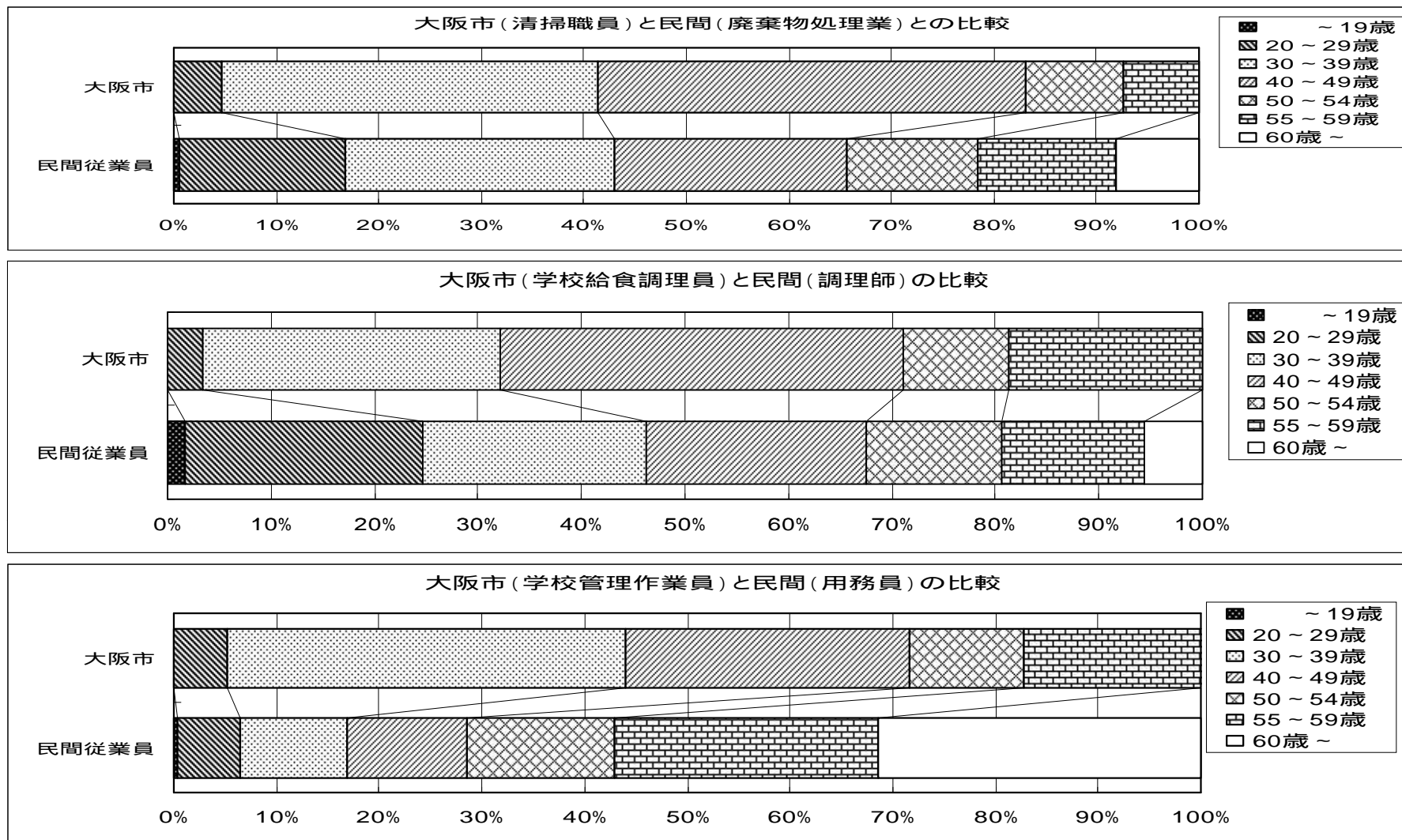
職種	全体		清掃職員		学校給食調理員		学校管理作業員	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18～19歳	1	0.01%						
20～24歳	58	0.57%	14	0.46%	7	0.72%	6	0.49%
25～29歳	567	5.58%	131	4.30%	27	2.77%	59	4.80%
30～34歳	1,520	14.96%	381	12.51%	80	8.20%	192	15.61%
35～39歳	2,277	22.41%	736	24.17%	200	20.49%	283	23.01%
40～44歳	1,924	18.94%	753	24.73%	220	22.54%	208	16.91%
45～49歳	1,367	13.45%	516	16.95%	160	16.39%	134	10.89%
50～54歳	1,004	9.88%	289	9.49%	100	10.25%	136	11.06%
55～59歳	1,443	14.20%	225	7.39%	182	18.65%	212	17.24%
60歳								
合計	10,161		3,045		976		1,230	
平均年齢	42.8歳		42.2歳		44.8歳		43.3歳	



今後5年間で約1400人の定年退職者が出る予定

35歳～44歳の年齢層で職員数のピークがある。

民間事業者との比較(年齢別構成)



民間事業者が比較的均等な年齢分布であるのに比べて、本市はいずれの職種も30～49歳の全体に占める比率が極端に多い傾向にある。

民間事業者の「用務員」は他の職種に比べて極端に60歳以上の占める比率が大きく、業務内容の精査が必要と思われる。

(2) 勤続年数・経験年数別構成の状況

職種	全体		清掃職員		学校給食調理員		学校管理作業員	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
勤続年数								
0年～	10	0.10%						
1～2年	237	2.33%	66	2.17%	18	1.84%	25	2.03%
3～4年	530	5.22%	135	4.43%	46	4.71%	83	6.75%
5～9年	2,088	20.55%	581	19.08%	260	26.64%	259	21.06%
10～14年	2,205	21.70%	741	24.33%	224	22.95%	215	17.48%
15～19年	1,716	16.89%	653	21.44%	171	17.52%	213	17.32%
20～24年	1,253	12.33%	465	15.27%	138	14.14%	186	15.12%
25～29年	814	8.01%	235	7.72%	97	9.94%	58	4.72%
30年～	1,308	12.87%	169	5.55%	22	2.25%	191	15.53%
合計	10,161		3,045		976		1,230	
平均年数	16.8年		15.8年		14.5年		17.0年	

職種	全体		清掃職員		学校給食調理員		学校管理作業員	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
経験年数								
0年～	8	0.08%						
1～2年	6	0.06%	2	0.07%				
3～4年	23	0.23%	8	0.26%				
5～9年	475	4.67%	105	3.45%	13	1.33%	14	1.14%
10～14年	1,323	13.02%	299	9.82%	62	6.35%	118	9.59%
15～19年	2,088	20.55%	643	21.12%	209	21.41%	233	18.94%
20～24年	2,036	20.04%	771	25.32%	221	22.64%	258	20.98%
25～29年	1,472	14.49%	597	19.61%	181	18.55%	164	13.33%
30年～	2,730	26.87%	620	20.36%	290	29.71%	443	36.02%
合計	10,161		3,045		976		1,230	
平均年数	23.8年		23.4年		25.4年		26.4年	

勤続年数のピークが5年～14年に多いのは、平成5年以降10年間の採用が多かったことを示している。

平均年齢と平均勤続年数の差は概ね採用時の平均年齢となる。

全 体 26.0歳

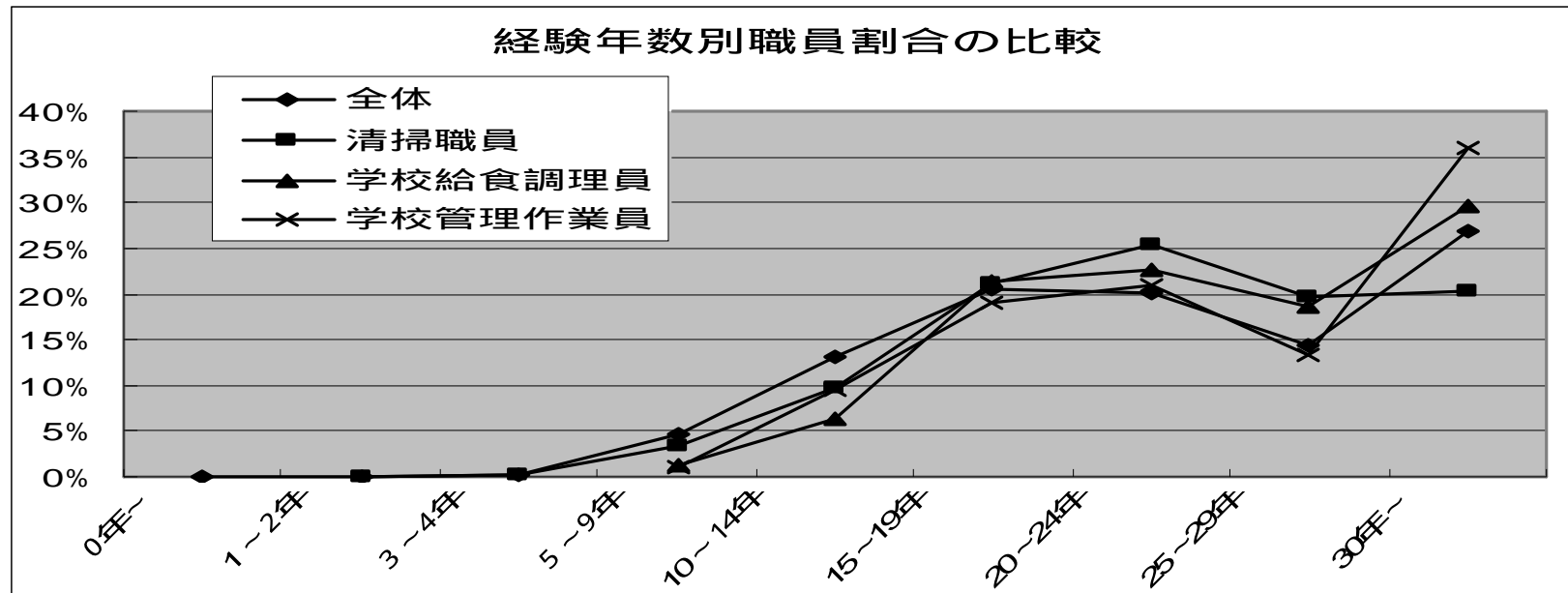
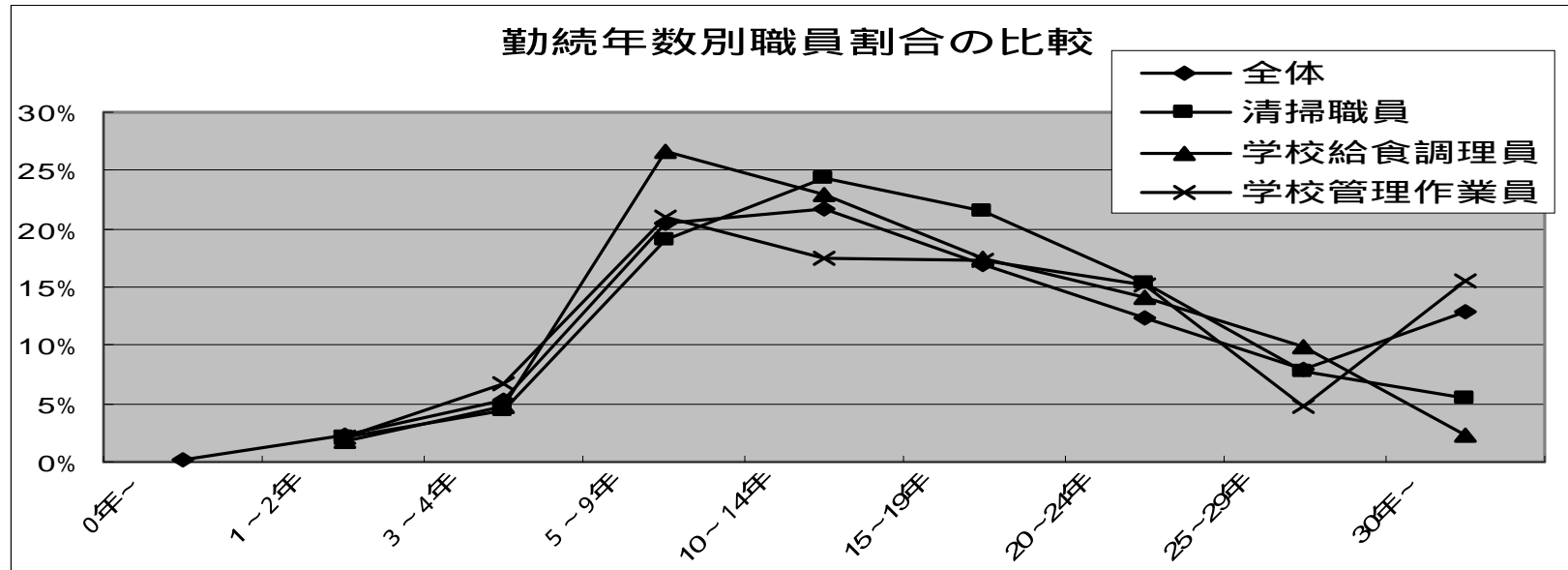
清掃職員 26.4歳

学校給食調理員 30.3歳

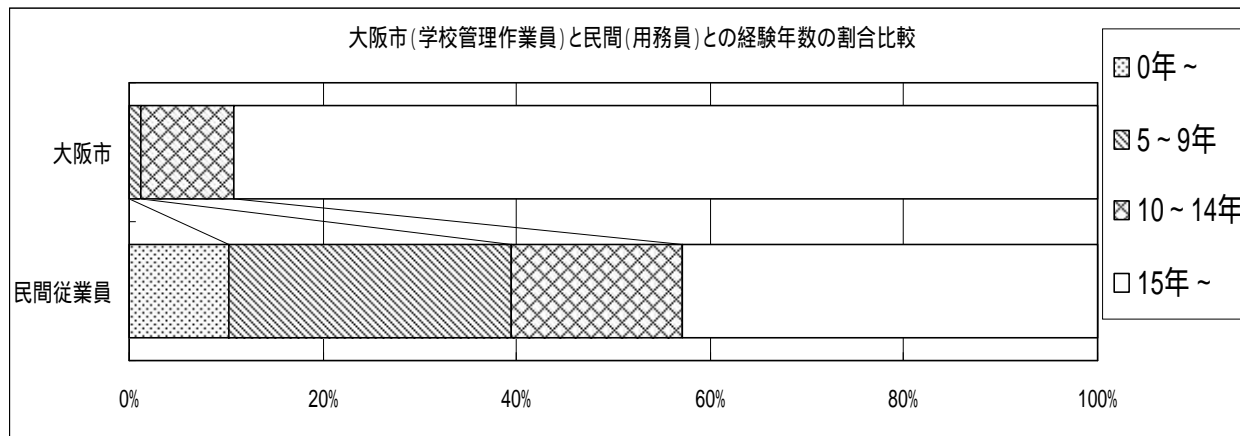
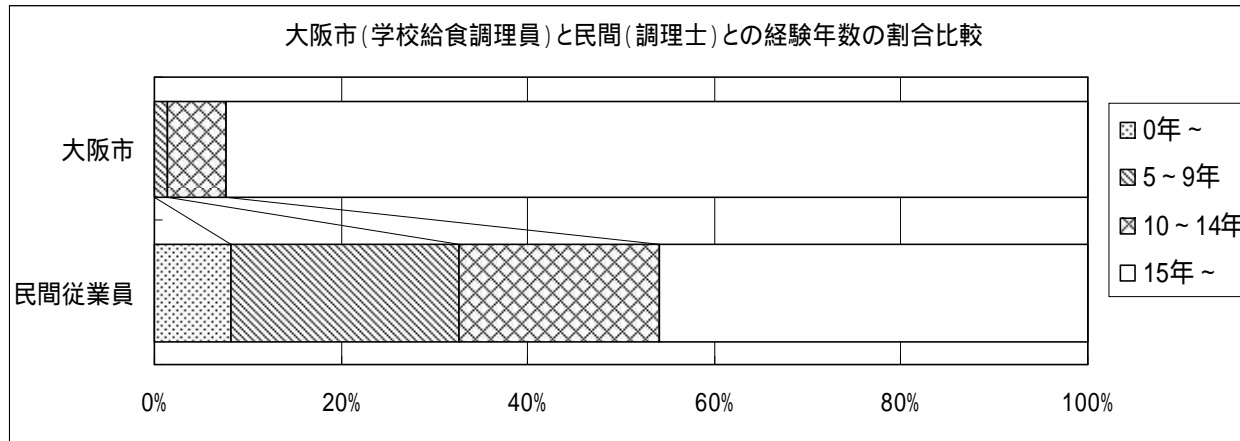
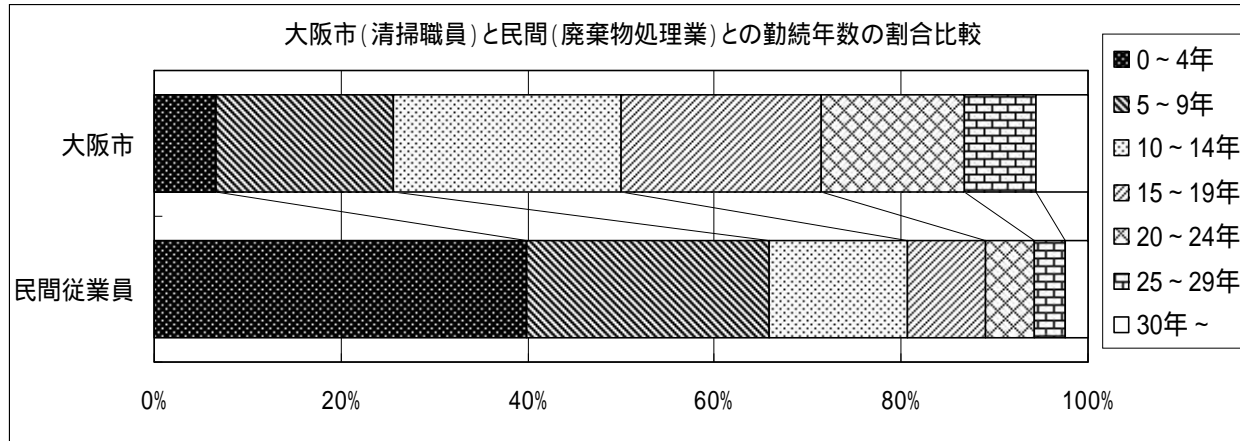
学校管理作業員 26.3歳

勤続年数と経験年数の同一層の構成比の差が大きい職種ほど、年齢をとってからの採用者が多いと推測される。

勤続年数・経験年数別構成の状況(グラフ)



民間事業者との比較



民間の廃棄物処理業においては10年未満の勤続年数の従業員が6割を超えており、従業員の入れ替わりが頻繁な業種であることがわかる。

「学校給食調理員」、「学校管理作業員」とも民間事業者に比べて経験年数が長い職員の割合が非常に多い。

勤続年数の構成割合は公表されていないが、平均勤続年数が民間「調理士」が6.6年、民間「用務員」が11.3年から推測すると、廃棄物処理業と同様に従業員の入れ替わりが頻繁であることが推測される。

賃金センサスで構成割合が公表されているのは、「廃棄物処理事業者」は勤続年数のみ、「調理士」、「用務員」は経験年数のみ。

6 その他給与等に関する事項

給料表

本市の技能労務職については多種多様な業務を行っているので、独自の給料表を作成している(ただし、人事委員会による民間事業者均衡の勧告により作成される行政職の給料表を参考に作成している。)

国における行政職給料表(二)は、民間における守衛、乗用自動車運転手等を参考として設定されているため、本市では使用していない。

級	標準的な職務の内容
5級	1 総括的な業務又は広範囲にわたる困難な業務を担当する「技能統括主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務
4級	1 部門ごとの作業の執行を管理する業務又は技能統括主任の業務を補佐する業務を担当する「部門監理主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務
3級	1 現場における作業を監督する業務を担当する「業務主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務
2級	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的な業務を行う職務

級	給料単価の幅
5級	1号給:275,500円 ~ 121号給:458,500円
4級	1号給:257,100円 ~ 137号給:445,300円
3級	1号給:239,700円 ~ 141号給:437,600円
2級	1号給:167,600円 ~ 141号給:374,500円
1級	1号給:125,300円 ~ 97号給:226,500円

特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
高所作業手当	10m以上の高所かつ、転落防止のための柵等がない箇所での作業	日額 10m以上：220円 20m以上：320円
汚水内作業手当	下水管渠内で汚水に浸かって行う作業等	日額 770・390円
荒天時船舶作業手当	風速10m以上の状況における船舶作業（船外活動に限る）	日額 720円
特定医療業務手当	措置入院のため精神障害者を移送する業務	1回 720円
感染症予防救済従事者手当	感染症の汚染区域における処理作業 環境改善地区で行う結核検診に伴う業務（直接患者に接する業務のみ）	日額 160円
危険動物等取扱手当	現場における犬、負傷動物の捕獲業務	日額 630円
	動物愛護法施行令に規定する特定動物等（危険な動物）の捕獲業務、麻酔を 使わずに行う猛獣の入換作業	日額 550円
	蜂の駆除	日額 280円
	犬を抑留する檻房の清掃作業（殺処分の後に行う作業のみ）	日額 600円
取締折衝等業務手当	現場において、市が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件（野 宿生活者の占有物件に限る）を撤去するために行う業務（聴聞及び勧告の業 務を含む）	日額 500円
	暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場における折衝等 の業務	日額 550円
と畜解体作業等 業務手当	解体室における設備の運転・保守管理業務	日額 550円
	と畜業務	1頭 豚301頭～ : 10円 牛101～200頭: 50円 牛201～215頭:100円 牛216頭～ :200円
廃棄物等処理作業 手当	工場の廃棄物焼却業務（廃棄物に直接接触して行う業務のみ）等	日額 720円
	環境事業センターの廃棄物収集運搬業務	日額 830円
緊急対策業務等手当	風水害により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警 報又は暴風警報の下で行う応急作業 地震、津波又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す 事態が生じた場合等に、緊急に行うその対策業務等	日額 通常： 720円 日没～日出:1,080円
潜水作業手当	調査又は工事のために潜水器具を着用して行う潜水作業（潜水補助作業除 く）	36 1時間 310円

昇給基準等

【昇給について】

平成20年1月1日より、査定昇給制度を導入し、人事評価の内容に基づいて、3段階で行っている。なお、年度内に56歳以上となる職員については通常の昇給の1/2としている(平成22年度制度完成に向け、59歳より1年ごとに1歳引下げ)。また、各級の最高号給を超えての昇給はしない。

評価内容	昇給幅
標準を超える	6号給
標準	4号給
標準に達しない	0号給

【昇格基準について】

上位の級に昇格するために最低必要な在級年数				
1級	2級	3級	4級	5級
6年	上位級への昇格は役職任用のため 在級年数は不確定			-

これまでの取組

1 平成19年度までの取組

市政改革マニフェストの実行

本市では、市長が経営者の視点から市役所全体のあり方を体系的に見直し、問題の本質と具体課題を分析・開示し、また、達成すべき目標水準を数字で示し、達成期限を明示した「市政改革マニフェスト」を平成18年2月に策定した。技能労務職の人事給与制度に関わる内容の進捗は次のとおりである。

項目	これまでの主な取組と成果
【マネジメント改革】 財務リストラクチャリング	
一般会計・経常経費(人件費含)の削減(5年間で2割・約900億)	平成18、19年度予算累計で 231億円(達成率25.7%、うち人件費は 120億円)
【マネジメント改革】 人材マネジメントの再構築	
職員数の削減(5年間で 7千人超)	H19年度当初で 4500人、達成率約64%
監理団体等派遣職員の大幅な引きあげ	監理団体派遣職員の引きあげH19年度当初で 約870人 (全体引きあげ見込み1200人程度)
50歳からの早期退職制度の導入	職員の退職手当に関する条例を改正し、18年度末退職者から実施
職員の職種職域を転換(多能化)し人事異動を拡大	技能職員の職種の一本化、人事交流基準策定(18年4月1日～)
【マネジメント改革】 職員の生産性の向上	
職務給(職務と責任に応じた給料)の原則の徹底	給与条例を改正し19年度から実施
新たな人事評価に基づく勤勉手当成績率の導入と昇給制度の構築	勤勉手当成績率は19年度12月期より導入 査定昇給制度は20年1月昇給より導入
特殊勤務手当及び給料の調整額の抜本的見直し	18年4月から実施
人事評価制度に基づく分限降任制度等の仕組みのルール化	仕組みのルール化(19年3月)
【ガバナンス改革】 人材育成	
能力と実績に基づく人事評価制度の導入	全職員を対象にした新たな人事評価制度を導入とともに相談窓口を設置(18年度より)

(1) 職員構成の改善

【職員数の削減】

採用停止

- ・平成17年度以降採用試験を未実施

早期退職制度の導入

- ・早期退職特例の対象年齢を55歳から50歳に引き下げ、20%を限度とした加算率を組み合わせる。（平成18年度末退職者より適用）
- ・別途、より退職を促すため55歳以上に加算上積み（20%限度 25%限度など）の特例期間（18, 19年度）を設ける。

【職員の柔軟な運用】

職種の本体化

- ・一般作業員、土木作業員、業務員など19種類に分類されていた職種を平成18年4月1日に「技能職員」に一本化した。
このことにより、職種間の異動を容易にし、事務事業の変化に柔軟に対応できる業務執行体制の構築が図られるようにした。

所属間人事交流の促進

- ・人材の育成、職場の活性化の推進を図り、多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応することができる業務執行体制の確立を図ることを目的に、「技能職員所属間人事異動実施要綱」を策定（平成19年2月19日）し、平成19年4月1日の人事異動から実施した。

事務職域での活用

- ・行政職員が担っている業務の見直しを行い、事務エリアの業務に技能職員を活用。（各所属においては従前から適宜実施。各区役所においては、平成19年4月から住民情報担当、保険年金担当等の業務に従事。）

【事務職員への転任（任用替え）等】

事務職員（福祉援護担当：ケースワーク業務）への転任

- ・保険員、介護福祉員を事務職員（福祉援護担当：ケースワーク業務）に転任した。（平成18年9月1日：98名、平成19年7月1日：31名）

管理職（課長代理級）への登用

- ・指定管理者制度の導入や民間委託化などによる抜本的な業務執行体制の見直しを行う中、円滑な業務執行を図っていく観点から、人事委員会選考により技能労務職員から管理職（課長代理）へ登用。今後も実施予定。（平成19年4月1日3名）

一般事務転任制度の創設

- ・行政職員の採用を抑制する中、行政職員としての資質や能力を備えた技能職員の活用を図っていくとともに、技能職員、行政職員の職種間のアンバランスの解消を図っていく観点から、平成19年7月に一般事務転任制度を創設した。（平成20年4月1日 29名転任予定）

(2) 特殊勤務手当の適正化

平成17年度			平成18年度以降	
1	危険作業手当	分割	1	高所作業手当
2	緊急対策業務等手当		2	荒天時船舶作業手当
3	狂犬病予防業務手当		3	汚水内作業手当
4	感染症予防救済従事者手当		4	緊急対策業務等手当
5	環境維持等業務手当		5	危険動物等取扱手当
6	取締折衝業務手当		6	感染症予防救済従事者手当
7	潜水作業手当		7	廃棄物等処理作業手当
8	危険物電気保安業務手当	廃止	8	取締折衝等業務手当
9	特殊自動車乗務手当	廃止	9	潜水作業手当
10	深夜等勤務者特別手当	廃止	10	と畜解体作業等業務手当
11	年末年始勤務者手当	廃止	11	特定医療業務手当
12	税等徴収業務手当	廃止		
13	有害有毒物取扱手当	廃止		
14	放射線取扱手当	廃止		
15	死体処理手当	廃止		

著しい特殊性が認められないもの、重複している手当は廃止するとともに、存続させるものについても、支給要件の厳格化と単価見直しを図った。

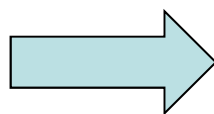
さらに、給料の調整額についても廃止するものは年6,000円ずつ減額していくこととした。

(3) 能力実績反映型の給与構造への変更

級の構成と標準職務表の整理

改正前 8級制	→	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>1 総括的な業務又は広範囲にわたる困難な業務を担当する「技能統括主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>1 部門ごとの作業の執行を管理する業務又は技能統括主任の業務を補佐する業務を担当する「部門監理主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1 現場における作業を監督する業務を担当する「業務主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	級	標準的な職務の内容	5級	1 総括的な業務又は広範囲にわたる困難な業務を担当する「技能統括主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務	4級	1 部門ごとの作業の執行を管理する業務又は技能統括主任の業務を補佐する業務を担当する「部門監理主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務	3級	1 現場における作業を監督する業務を担当する「業務主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務	2級	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務	1級	定型的な業務を行う職務
	級	標準的な職務の内容												
	5級	1 総括的な業務又は広範囲にわたる困難な業務を担当する「技能統括主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務												
	4級	1 部門ごとの作業の執行を管理する業務又は技能統括主任の業務を補佐する業務を担当する「部門監理主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務												
	3級	1 現場における作業を監督する業務を担当する「業務主任」の職務 2 前号に準ずる主任の職務												
	2級	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務												
1級	定型的な業務を行う職務													

級	人数	割合
8級	145人	1.3%
7級	2,050人	18.9%
6級	1,628人	15.0%
5級	1,107人	10.2%
4級	895人	8.2%
3級	1,984人	18.3%
2級	1,497人	13.8%
1級	1,559人	14.3%
合計	10,865人	



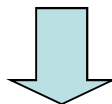
級	人数	割合
5級	129人	1.3%
4級	561人	5.5%
3級	2,098人	20.6%
2級	6,229人	61.3%
1級	1,144人	11.3%
合計	10,161人	

標準職務を明確化することにより、年数のみによる昇格を廃止し能力実績型に変更した。

給料表の切り替え前に主任以外で7級であった者については、21年度末までは改正後3級とし、22年4月までに主任に昇格しない場合は2級に降格させる。

昇格基準の改正

上位の級に昇格するために最低必要な在級年数							
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
6年	4年	3年	3年	4年	7年	任用のため不確定	-



上位の級に昇格するために最低必要な在級年数				
1級	2級	3級	4級	5級
6年	上位級への昇格は役職任用のため 在級年数は不確定			-

給与水準の改正

18年度給与改定と19年4月1日の給料表切り替えにより、4.9%～7.3%の見直しを行い、給料表のフラット化を行った。

勤務実績の給与反映

平成18年度より新しい人事評価制度を導入した。

平成19年4月1日より給料表の号給を4分割し、評価をきめ細かく昇給に反映できるようした。

平成19年12月期支給の勤勉手当から、人事評価の結果を反映した成績率を導入した。

平成20年1月の昇給より査定昇給制度を導入し、人事評価の結果を反映したものとした。

年齢による昇給の抑制等

年度内に56歳以上となる職員については通常の昇給の1/2とする(平成22年度制度完成に向け、59歳より1年ごとに1歳引下げ)

各級の最高号給を超える昇給は行わない。

2 これまでの成果

(1) 職員構成について

全体	17年4月1日現在		18年4月1日現在		19年4月1日現在	
年 齢	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18～19歳	6	0.05%			1	0.01%
20～24歳	179	1.59%	110	1.02%	58	0.57%
25～29歳	931	8.29%	736	6.85%	567	5.58%
30～34歳	1,946	17.33%	1,755	16.32%	1,520	14.96%
35～39歳	2,318	20.64%	2,244	20.87%	2,277	22.41%
40～44歳	1,763	15.70%	1,901	17.68%	1,924	18.94%
45～49歳	1,165	10.38%	1,273	11.84%	1,367	13.45%
50～54歳	1,241	11.05%	1,071	9.96%	1,004	9.88%
55～60歳	1,679	14.95%	1,661	15.45%	1,443	14.20%
合計	11,228		10,751		10,161	
17年との差	-		477		1,067	
平均年齢	42.0歳		42.4歳		42.8歳	

採用停止により職員数は減少しているが、平均年齢が上がってきている。

職種		17年4月1日現在	18年4月1日現在	19年4月1日現在
清掃職員	平均年齢	41.3歳	41.8歳	42.2歳
	勤続年数	15.0年	15.4年	15.8年
	経験年数	22.7年	23.1年	23.4年
	職員数	3,267	3,190	3,045
	17年との差	-	77	222
学校給食調理員	平均年齢	44.1歳	44.5歳	44.8歳
	勤続年数	13.6年	14.1年	14.5年
	経験年数	24.6年	25.0年	25.4年
	職員数	1,087	1,040	976
	17年との差	-	47	111
学校管理作業員	平均年齢	42.0歳	42.7歳	43.3歳
	勤続年数	15.7年	16.4年	17.0年
	経験年数	25.1年	25.9年	26.4年
	職員数	1,314	1,278	1,230
	17年との差	-	36	84

(2) 給与について

職種	17年4月1日現在		18年4月1日現在		19年4月1日現在	
	平均給与	うち・特殊勤務手当	平均給与	うち・特殊勤務手当	平均給与	うち・特殊勤務手当
全体	421,700	8,769	403,700	1,206	402,100	1,155
	17年との比較		18,000	7,563	19,600	7,614
			-4.3%	-86.2%	-4.6%	-86.8%
清掃職員	473,400	15,346	440,300	20	435,700	77
	17年との比較		33,100	15,326	37,700	15,269
			-7.0%	-99.9%	-8.0%	-99.5%
学校給食調理員	341,500	72	340,300	0	344,600	0
	17年との比較		1,200	72	3,100	72
			-0.4%	-100.0%	0.9%	-100.0%
学校管理作業員	367,200	50	368,500	0	372,700	0
	17年との比較		1,300	50	5,500	50
			0.4%	-100.0%	1.5%	-100.0%

年度	16年度	17年度	18年度
特殊勤務手当の決算額(16年度比)	37億4,700万円	15億8,600万円 (58%)	1億5,200万円 (96%)

「清掃職員」については、18年度より特殊勤務手当と給料の調整額の重複を見直し、18～25年度で6,000円ずつ給料の調整額を減額している（給料の調整額支給者には特殊勤務手当は支給しない）ため、平均給与は減少傾向にあるが、「学校給食調理員」、「学校管理作業員」は平均年齢の上昇に伴い、平均給与が上昇傾向にある。

今後の取組方針とスケジュール

1 市政改革マニフェストの推進

- 経常経費20%削減の達成
- 年功序列による給与上昇の抑制と、能力、実績の給与反映の実施
- 職員数削減目標の早期達成

新たな職員削減目標の設定

平成20年度中に平成22年度までの新たな職員数削減目標を設定する。

平成19年2月 大阪市市政改革室

参考

将来の大阪市職員数について（中間とりまとめ）

1 検討趣旨

平成18年2月策定の「大阪市政改革マニフェスト(市政改革基本方針)」において、大阪市の職員数については、当面5年間の取組により7千人を超える削減を図ることを明らかにしている。

しかしながら、現在大阪市が直面する財政危機を克服することはもとより、持続可能な確固たる組織基盤を構築し、創造都市づくりなど今後大阪市が重点的に取り組むべき施策の展開へつなげていくためには、マニフェストの取組期間の後においても更なる取組が必要である。

そこで、将来に向けた計画的な取組の端緒とするため、将来の大阪市職員数について、この間、検討を進めてきた。

引き続き、検討を進めるべき課題もあるので、このたびは、中間とりまとめとして、公表するものである。

2 作業経過

次の基本的視点をもとに、各局から部門ごとの考え方についてヒアリングを行い、とりまとめた。

- ・公共施設の管理業務など、他都市と比べて効率的でない執行体制がとられている分野については、民間委託化等を進めるなど、これまで実施してきた事業分析結果を踏まえる。
- ・福利厚生業務など社会経済情勢の変化等に鑑み必要性・効果の乏しくなった事務事業については、縮小・廃止。
- ・共通管理業務の事務センター化、市税事務所の設置など、事務の集約等により、効率的な業務執行が可能なものについては、効率化を図る。
- ・今後の退職予定者数は考慮せずに、徹底した行財政改革という視点で検討を進めるが、一方で今後の施策も勘案し、強化すべき要素も考慮する。

3 検討状況中間とりまとめ



※但し、地方公営企業である交通局・水道局は除く

・具体的には、平成18年3月策定の「市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画」第二部「集中改革プラン」に記載の取組をはじめとして、現時点で想定できる事務事業の見直し等を考慮して算定。

※ なお、事業の経営形態の見直しについては、基本的には折り込んでいない。(但し、工業研究所については独立行政法人化を前提としている。)

4 今後の作業課題

今回の作業では、区政改革の動向、医療制度等にかかる国の動向、高等学校再編統合などの将来見込みが折り込んでいないこと、市場化テストの導入に向けた検討をはじめ、行政職の事務事業の見直しが十分でなく、当面考えられるものにとどまっていることなど、今後も更なる精査が必要である。

今後は、上記のような点の更なる精査とともに、施策の展開、地理的特徴などの他都市との違いなど、大阪市の特性も考慮しながら、検討を深めていく。

なお、事業の経営形態については方針が固まった後に反映させていく。

《参考資料》

将来の職員数(部門別内訳)

部 門	H17.10.1 職員数	将来の職員数
総務企画	3,350	約2,500
税務	1,537	約1,200
民生	5,260	約4,500
衛生	5,255	約3,800
商工	373	約200
土木	4,401	約2,400
教育	6,565	約3,700
消防	3,489	約3,400
その他	7,181	約3,300
計	37,411	約25,000

※部門は、総務省の定員管理調査による分類。

2 職員構成の改善

【職員数の削減】

採用停止

- ・技能労務職員については、引き続き採用を凍結する。

【職員の柔軟な運用】

所属間人事異動の促進

- ・採用を凍結する中、退職や事業の見直しによって生じる所属・事業間のアンバランスを解消するため、所属を超えた人事異動を実施し、退職による欠員や新規・拡充事業等へ再配置する。

事務職域での活用

- ・各所属・区役所における事務職域での業務を見直し技能労務職員を活用。（住民情報担当、保険年金担当等）

【事務職員への転任（任用替え）等】

任用替え

- ・平成19年7月に創設した一般事務転任制度に基づき引き続き実施する。
- ・平成20年度は事務職員に加え、技術職員への転任制度を確立する。

3 比較水準の調査と制度見直し

現在、本市では平成22年度予算時達成を目標として、市政改革マニフェストに基づく施策を実施しており、平成17年度比で職員数7000人削減、経常経費（人件費含）20%削減のための取組みを進め、現時点で水準低下の効果も前述したように現れてきている。20年度以降も更なる人員削減や、能力実績の給与反映を進めることによる給与水準低減効果や職種異動の動向を見極める必要がある。

一方、地域の同種民間事業者との給与水準の均衡を図るためには、まず、適切に比較できるデータの取得が不可欠である。賃金センサスによる比較数値についてはその取り方によって差が発生することは前述したとおりである。また、本市の技能労務職員の業務が多岐にわたっており、民間の比較業種の選定や、調査方法の検討が最も大きな課題となる。

これら諸課題はあるものの、24年度以降においては、国の行政職俸給表（二）が従前まで官民比較に基づいて策定されてきたことを勘案して、当面はこれを参考にして本市の給与水準を見直すこととし、以降、民間賃金水準の調査方法等について検討していく。

その他

【指定管理者制度の導入等による民間委託の拡大】

指定管理者制度の導入

<平成19年度>

- ・人権文化センター、青少年会館、老人福祉センター

<平成20年度(予定)>

- ・大規模公園

独立行政法人化

- ・工業研究所（平成20年度予定）

民間委託の拡大

<平成19年度>

- ・保育所運営の民間委託化の推進(5ヵ所) ・北港処分地廃棄物埋立作業の民間委託化 ・図書館業務の一部民間委託化
- ・市民病院における給食調理業務の民間委託化(十三市民・住吉市民) ・監理団体所管施設管理委託の民間委託化
- ・学校給食調理業務の民間委託(8校)等の実施 他

<平成20年度(予定)>

- ・計量検査所の一部民間委託化 ・中央市場中央監視業務の一部民間委託化
- ・南港市場等汚水焼却運転管理業務の民間委託化 ・渡船業務の一部民間委託化 ・公立保育所の民間委託化の推進(5ヵ所)
- ・下水道浚渫、調査業務の民間委託範囲拡大 ・総合医療センターにおける給食調理業務の民間委託化 他

【事務事業の見直し】

<平成19年度>

- ・資源ごみ・容プラ収集回数増 ・焼却工場、抽水所等の運転管理要員の見直し 等

<平成20年度(予定)>

- ・ごみ収集車の積載量見直し